

# 豊田市トレヴェリアン基金奨学生募集要項

## 1 沿革・趣旨

豊田市トレヴェリアン基金は、日英両国の相互理解と文化・学術の交流に寄与することを目的に、豊田市からの寄付金を基本財産として、英国ロンドンの国際留学生会館（International Students House）に設立された。

基金の果実は、通常日本あるいは英国に在住する学生（大学院生、研究者を含む）が、英国（日本）の総合大学、専科大学、その他の高等教育機関等において、学業あるいは研究を続けられるよう援助するための奨学金として奨学生に支給される（基金定款から抜粋）。

豊田市は、基金運営主体である国際留学生会館と連携して、日本から英国に留学する奨学生の募集・選考に当たる。本要項は、これら奨学生の募集及び選考に関し、必要な事項を定めたものである。

## 2 募集分野

英国において勉学、研究又は研修の可能な分野（ただし、語学学校への留学を除く）

## 3 応募資格

応募者は、以下（1）～（5）の要件全てを満たしていること。ただし、（1）の内容については、①～③のうちのどれかひとつに該当していればよい。

- （1）①豊田市内に在住している  
②豊田市内に在学・在勤している  
③市外の大学に在学しているが、家族（親）が豊田市内に在住している
- （2）平成27年4月1日現在の年齢が18歳以上30歳未満であること。ただし、現役高校生は除く。
- （3）応募者の学術的・専門的能力についてよく知る人物（応募者が属する大学、学術研究機関、企業等の団体の長等で、家族、友人は除く）からの推薦を受けられること。
- （4）英国での勉学、研究、研修に堪え得る語学力と体力を有すること。
- （5）留学期間が半年以上であること。

## 4 募集方法

公募

## 5 募集人数

2名

## 6 奨学金支給額

1人当たり5000ポンド以内

※但し経済情勢によってはこの限りではない。

※返済不要。ただし、奨学金を受領後、応募資格要件を欠いた時は、返済義務が生じる場合がある。

## 7 申請手続き

(1) 申請者は、以下①～④の書類を、受付期間内に豊田市国際課に提出すること。

①申込書（別紙2枚）

②推薦書（在学又は在職する大学、その他の高等教育機関、学術研究機関、団体、又は企業の長等によるもの。）

③成績証明書（最終学年のもの、在学中であれば前年のもの。）

④健康診断書（診断日が平成27年4月1日以降のもの。必要項目は、身長、体重、視力、血圧、検尿、胸部X線、医師の所見の全7項目。）

※ 提出書類は返却しない。

※ ①申込書は、日本語で記載すること。

※ ②～③は、外国語で書かれた証明書を提出する場合、日本語に翻訳したものを添付すること。ただし、封緘されたものは開封せず、そのまま提出可（翻訳は不要）。

(2) 申請書類受付期間

平成27年11月24日（火）～平成28年1月22日（金）

※直接提出する場合は、土、日、祝日を除く8:30～17:15の間に、市役所南庁舎3階国際課へ持参。郵送の場合は、最終日必着。

(3) 申請書類提出及び問合せ先

豊田市役所国際課 〒471-8501 豊田市西町3-60 担当：吉野

電話 (0565)34-6963 e-mail kokusai@city.toyota.aichi.jp

## 8 選考方法及び選考結果通知

(1) 筆記試験（英語による小論文）及び選考委員による面接試験（日本語・英語）を平成28年2月6日（土）に実施。（時間・場所等は、後日連絡）

※試験には、筆記用具以外のもの（辞書等）の持ち込みは不可。

※筆記試験（英語による小論文）のテーマは当日発表する。

※英語のレベルは、実用英語技能検定2級～準1級程度。

(2) 選考は、筆記試験・面接試験及び提出書類の審査結果に基づき行う。

(3) 奨学生決定は、平成28年2月末を予定。選考結果については、申請者本人及び推薦者

に通知する。

(※この決定は、豊田市から国際留学生会館に対して、奨学生として推薦するものであり、奨学金支給については、平成28年6月開催予定の豊田市トレヴェリアン基金年次総会にて正式に決定される。)

## 9 決定後の必要書類の提出 (奨学生として決定された者のみ)

奨学生に選ばれた者は、決定後、以下(1)～(4)の書類を豊田市国際課へ提出する。

・決定後10日以内に提出するもの

(1) 承諾書(様式は決定後配布)

・平成28年5月13日(金)までに提出するもの

(2) 英国の留学先大学(又は研究機関等)からの受入れ保証書

(3) 最終学校(在学中であれば前年度の)英字成績証明書

(4) 市の指定する様式による英文の履歴書(様式は決定後配布)

## 10 決定後の必要な事務手続き (渡英後・帰国後)

(1) 奨学金は、英国ロンドンの国際留学生会館(International Students House)より支給される。英国着後、基金受け取りと現地事務局への顔合わせのため、必ず国際留学生会館に立ち寄ること。奨学金は、渡英後、国際留学生会館の基金事務局より、銀行口座への振込み、または、小切手等にて支給。

※ただし、奨学金を受領後、応募資格要件を欠いた時は、返済義務が生じる場合がある。

(2) ロンドンに滞在予定の場合、国際留学生会館(International Students House)での宿泊も可能。(ホームページ：<http://www.ish.org.uk>)

(3) ・帰国後、帰国日を国際課に報告するとともに、指定された期日までに日本語及び英語によるレポート(帰国報告書)を国際課に提出すること。(日本語で4000字程度)英語のレポートは国際課から国際留学生会館内事務局へ送付する。

・国際留学生会館内事務局より、英国渡航の翌年開催される豊田市トレヴェリアン基金年次総会(平成29年6月予定)への出席を求められる場合がある。その際は、積極的に対応すること。

(4) 帰国後は、豊田市トレヴェリアン基金奨学生OB/OGとして、豊田市から将来の豊田市トレヴェリアン基金受給者へのアドバイス提供を求められた際、協力すること。また、豊田市が関係する英国-豊田市間の交流事業に市から協力依頼のあった際、積極的に参加すること。

1.1 豊田市トレヴェリアンについて (参考)

- (1) 豊田市トレヴェリアン基金 (The Toyota-Shi Trevelyan Trust) 英国チャリティー基金  
登録第 1003181)
  
- (2) 事務局所在地 国際留学生会館 (International Students House) 内  
229 Great Portland Street, London W 1 N 5HD